北海道檜山振興局告示第１０３２号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定により、やりいか漁業について、許可又は起業の認可をすべき漁業者の数及び船舶の総トン数等に関する制限措置を次のように定めた。

令和４年１１月２８日

北海道知事　鈴　木　直　道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備　　考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
いか釣り漁業（やりいか）	檜海共第２号共同漁業権漁場区域	毎年２月１日から３月３１日まで	13隻	２０トン未満	檜山振興局管内（八雲町熊石地区を含む。）に住所を有する者	令和４年11月28日から令和４年12月28日まで	１　この公告に係る許可の期間は、令和５年２月１日から令和８年１月３１日までとする。 ２　この公告に係る起業の認可の有効期間は、令和５年２月１日から同年９月３０日までとする。 ３　この公告に係る申請書の提出先は、申請者の住所地を所管する振興局産業振興部水産課とする。 ４　この公告に係る許可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （１）暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き○○港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 　やむを得ない事由により、○○港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、檜山振興局長に報告しなければならない。 （２）船外機船の操業は、日の出から日没までとする。 （３）集魚灯の光力にあっては、消費電力の総和が、２０Kwを超える装備をしてはならない。 （４）夜釣りについては、距岸１,０００メートル以内の区域で操業してはならない。 （５）自動いか釣り機等の機械を使用して操業してはならない。 （６）定置（小定置を含む）、区画、底建網漁業等の敷設漁具から２００メートル以上離れて操業しなければならない。 （７）知事が漁業調整上操業に関し、必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
	檜海共第４号共同漁業権漁場区域		２隻				
	檜海共第12号共同漁業権漁場区域		１隻				
	檜海共第14号共同漁業権漁場区域		３隻				
	檜海共第16号共同漁業権漁場区域		12隻				